

# 2024年度「安全保障技術推進制度」の 公募要領と防衛省の意図

池内 了

公募期間を2024年2月8日～5月14日とした、2024年度の防衛装備庁（以下「装備庁」と略す）が募集する「安全保障技術研究推進制度」（以下「安保技研」と略す）の公募要領を点検してみた。

「公募要領説明資料」の6ページ目に「昨年度との主な差異」が書かれていて、そのトップに「制度面での大きな変更はなし」とあるように、変更された箇所はあまりない。しかし、（a）簡単に見過ごせない部分があり、（b）目立たないが注意すべき文章を付け加えた箇所があり、（c）意図せざる注釈文で装備庁が困っているらしいことがわかるところがある。最後に、この公募に関連して（d）その他、付け加えておきたいことがあり、それらを以下に記しておこう。

## （a）簡単に見過ごせない部分

本文の第1ページ目の「1.1 制度の趣旨」の最後のあたりで、「広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待しています」の常套文に続いて、公表を制限しない、成果を秘密に指定せず、自由に活用し知的財産権も受託者の帰属させることが可能とあるのだが、更に

「これらは本制度が、『防衛技術指針2023』で述べられている『技術的優越の確保と先進的な能力の実現』のため、中長期的観点から、有意な萌芽的技術を先手を打って発掘・育成することにより、新たな技術基盤を創り、将来にわたって技術的優越を確保することを狙っているためです」との文言が付け加わっている。これは2022年12月に出された安全保障関連3文書のうち

「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」において「企業等の予見可能性を高める観点から、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しについて

戦略的発信すること」を意図して作成されたもので、「将来にわたり、技術で我が国を守り抜く」を実現するための指針である。

そして、最後の「6. 結語」においてもまた

「『防衛技術指針2023』では、『将来にわたり、技術で我が国を守り抜くこと』を実現するためのアプローチの一つとして、『技術的優越の確保と先進的な能力の実現』を挙げています。防衛装備庁においても、技術力の差が戦いの勝敗を決し得ることから、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠と考えます」と、この指針がいかに重要かを述べ、その一環としての「安保技研制度」であることを強調している。

なお、「防衛技術指針2023」には、防衛省の口癖である「技術的優越」を実現すべく、防衛技術開発の目的を二つのルートから進めるとしており、防衛省が何を目指しているかがよくわかるのでここに紹介しておこう。

二つのルートのうちの一つは「強い技術目的」ルートで、「安全保障技術研究推進制度」を第一段、その上に「先進技術の橋渡し研究」の第二段があり、三段目に「特別研究」、四段目に「研究試作」、五段目に「開発」、そして最後に「装備化（実用化）」のゴールがあるというものだ。それらを「ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組」と位置付けている。ここでは「安保技研」は装備化に至るまでの重要な最初のステップとして位置づけられており、もはや「軍事利用に限定した研究ではない」との解釈は成り立たないと言ふべきである。

もう一つは「弱い技術目的」ルートで、出発点には「安全保障重要技術プログラム」など他府省の研究開発イノベーション投資事業があつて、基礎から

実験室レベルの検証まで行い、その上に民生分野の研究開発で実用化に近づけ、ゴールは「製品化（実用化）」にあるとする。

つまり、技術のデュアルユースを具体的に「技術力優越の確保と先進的な能力の実現」というキャッチフレーズにし、デュアルユースを二つのルートとして防衛省の軍事研究の技術開発の目的を図式化しているのである。

### (b) 注意すべき文章を付け加えている箇所

「安保技研制度」においては、「研究終了後に得られた研究成果の民生分野等における活用状況についての追跡調査であるフォローアップ調査」に協力しなければならないことになっている。今回の公募要領で調査の内容が、

「研究開発の状況、実用化への状況等について伺う予定です」

と初めて明らかになった。説明書には「実用化への状況について確認する旨記載」とあって、より強い語調が使われている。この要請に「対応いただくことについては、採択に当たって条件である」とあるように、研究終了後も関係が続けられるよう手を打っている。勘ぐれば、次のステップである「橋渡し研究」につなげていくための布石と考えられないでもない。

もう一点は、「知的財産権について」をわざわざ項を起こして述べていることである。知的財産権は、「一定の条件を付した上で受託した研究実施機関に帰属させることができます」という文章はあったのだが、今回新たに加わったのが

「研究実施者自身による利用に制約はありません。

ただし、移転または専用実施権の設定等をする際は、あらかじめ官の承認を受ける必要があります」

という文章である。この文章に「官の承認」との目新しい文言があるのだが、知的財産権の帰属と使用については「官」の介入を示唆していると言えそう。つまり、知的財産権について防衛装備庁が介入できる余地を残しておこうというもので、装備庁も神経を使っているのだろう（私の『科学者は、なぜ軍事研究に手を染めてはいけないか』（みすず書房）に、知的財産権の帰属・使用の問題点の詳細を記述しているので参照されたい）。

### (c) 装備庁が困っていることがわかる注釈文

一見、たいしたことはないように見えて、よくよく考えてみれば装備庁として、顔をしかめて注釈をつけていると思われるところがある。こんなことを指摘しても、上記の (a) (b) に比べるほどの意味はないが、書いておこう。

一つは最初の「制度の趣旨」の最後近くで、「ぜひ応募をご検討ください」とした文章に続けて

「特に、これまでご応募いただいていない研究機関の方や、技術系スタートアップ企業の方のご応募を期待しています」

とあることだ。この文章は、特にベンチャー企業（「技術系スタートアップ企業」と呼んでいる）への呼びかけと読める。多くのベンチャーからの応募を期待しているのだろう。2022年度から、公募要領の表紙に（SBIR 制度対象）と書かれるようになっていたが、この SBIR は「小型ビジネス・イノベーション研究」のことで、ベンチャー企業育成のために国が補助金や委託金を出して援助する制度である。その SBIR 制度（「中小企業技術革新制度」）に「安保技研制度」も資金提供して参加しているのだが、そこから立ち上がったベンチャーに「安保技研制度」への応募を促しているのである。実際、ベンチャー企業からの採択件数が増えており、装備品開拓の出発点にベンチャーの特殊技術を高く買っているのだ。

もう一つは、「2.3 審査体制」の部分で、「評価委員の氏名等は、課題採択後、一般に公開します」との文章に続いて、少人数の審査委員で幅広い分野の研究課題の審査を行うにおいて「エキスパートレビュー方式」を採用していると説明している。せいぜい二十人くらいの審査委員で、工学の全分野を覆えるはずがないとのクレームが寄せられたのだろう。そこで詳しく解説しているのが、

「本制度では、複数の専門領域の経験、学際的領域の開拓的経験等、広い経験を有する専門家を中心として、委員会全体として対象領域をカバーするよう委員を構成し、委員同士の意見交換を重要視して評価する」

とのエキスパートレビュー方式である。おそらく実際の審査では研究の詳細な中身まで判断できず、開発経験を中心にした審査となっていることを物語っているようだ。そのため、応募する人たちに対し

「評価委員が研究内容・研究成果を正確に誤解なく理解しやすくするため、応募書類の作成にあたっては、異なる分野の方が見ても、研究の意義や、解決すべき課題とその困難性、世界的に他の研究と比較した際の優位性、将来的な発展や実用化の可能性、成功した際に想定される社会的インパクト等が、論理的にわかりやすくなるよう、留意してください」

と、実に詳しく応募書類を書く要領まで書き示している。また、「2.5 審査の観点」において、革新性及び成果の波及効果は特に重視して審査されると、例年通り書いた後、

「革新性を有する内容であれば、いわゆるハイリスク研究も大いに推奨されます。そのため、確実に達成できそうな目標を設定するのではなく、よりチャレンジングな高い目標を目指していただくこ

とを期待しています」  
とわざわざ太字（ボールド体）で書いており、おそらく、全体として応募内容がマンネリ化し、レベルが落ちているので、応募者に書くべき内容を手ほどきをし、審査員を感心させるくらいチャレンジングな応募を待ち望んでいることがわかる。

#### (d) その他、付け加えておきたいこと

最後に、「安保技研制度」に関わる 2024 年度の防衛省予算案について述べておこう。予算書において、「将来の戦いにおいて実効的に対処する能力を早期に実現する」ことを強調した「研究開発」の項目で、「防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能の抜本的強化」のため「防衛イノベーション技術研究所（仮称）の創設」を要求している。この新研究所は、アメリカのDARPA（国防高等研究計画局）やDIU（国防イノベーションユニット）の取組を参考にして「変化の早い様々な技術を、将来の戦い方を大きく変える革新的な機能・装備につなげていく」ことを目的して創設するとなっている。

具体的には、2024 年度に 104 億円を要求する従来からの「安全保障技術研究推進制度」に加え、

新設で「将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出する」ことを目的として、102 億円を要求する「ブレークスルー研究（仮称）」を新研究所の事業として位置づけている。上に書いた「防衛技術指針 2023」の「強い技術目的」ルートの基礎的部分の事業を新研究所で開始しようというわけである。

ただ、予算要求書には「新研究所創設」に関する予算が書かれていないので、ダミーとして出している可能性がある。しかし、読売新聞の 2 月 24 日号に「新組織、今秋発足」と題して大きく取り上げて書かれている。新研究所では、DARPA 型として「外部から登用した研究者を中心に、戦闘の形態を一変させる『ブレークスルー技術』の開発」を目指し、DIU 型として「先端技術を持つ企業や大学などに研究費を支援し、民生と防衛の双方で活用できる「デュアルユース（両用）」の研究」（つまり「安全保障技術研究推進制度」）を進めるとある。

再度言うが、このように「安保技研制度」が防衛省の装備品完成までのルートに明確に位置付けられていることから、この制度が「軍事利用に限定した研究ではない」と言えないことは明らかであることを強調しておきたい。

## 防衛装備庁の安全保障技術推進制度に

### 大学・研究機関が応募しないよう訴えます

2017 年の学術会議声明を受けとめ多くの大学が応募しないと、大学の応募は毎年 10 件程度でした。しかし 23 年度は大学からの応募が 23 件（複数応募があり大学数は不明）、大規模研究に北海道大と熊本大、小規模 A に熊本大、C に大阪公立大と北見工業大、さらに大規模研究の分担研究に 2 大学（大学名非公開）が採択されています。研究費の逼迫が応募増加の背景にあると考えられます。

それらの大学は、「2017 年声明を尊重する」（北大）、「『軍事目的のための科学研究は行わない』とする声明を遵守する」（熊大）と言いながら、「軍事利用に限定した研究は実施しない」（北大、熊大）「『攻撃的な目的のためにも使用されうる技術研究』については申請を不可」（北見工大）としています。（本ニュースレター 85 号参照）このように軍事限定ではなく民生にも利用できるから応募した、わざわざ記すということは、研究成果を防衛装備庁が軍事利用することを前提とし容認していることを意味します。防衛装備庁はその研究を基に新たな装備開発を行うわけで、研究者や大学の主観がどうあれ、その基礎から応用までの全体が軍事研究です。その過程の一端を担いながら、「軍事研究を行わない」というのは欺瞞です。

しかも池内氏が指摘しているように、「防衛技術指針 2023」で打ち出された「強い技術目的」ルートにおいて、最先端兵器の開発に至る重要な最初のステップとしてこの制度は位置づけられています。「軍事利用に限定した研究ではない」などと大学や研究者が観念的に能天気と考えている一方で、兵器化を虎視眈々と狙う防衛装備庁は、大学の研究者を動員するために採択したのです。

さらに国会で審議中の「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」は軍事転用可能な技術開発をする研究者に身辺調査（セキュリティ・クリアランス）と守秘義務を課すもので、研究者の人権、研究の自由を侵すものです。（p.6 参照）安全保障技術推進制度で生み出された研究成果が重要経済安保情報とされ、研究者に守秘義務が課せられないという保証はありません。戦争ができる国にするために学術を総動員しようとしている今、研究成果を民生に応用するために不可欠な研究の公開性を将来にわたって確保するためにも、研究者の人権を守るためにも、大学として応募しないことを求めます。

## 4ヶ月遅れで届いた 大阪公立大学の不誠実な回答

2月10日発行のニューズレター85号で、昨年度安全保障技術研究推進制度に採択された4大学のうち大阪公立大からは回答が届いていないと記した。その直後の2月15日に下記回答が届いた。

軍学共同反対連絡会 様

2024年2月15日 大阪公立大学長 辰巳砂昌弘

2023年10月1日付けの貴団体からの文書について、以下の通り返答いたします。

本学は、「大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校<sup>1</sup>の学術研究に係る行動規範(令和3年12月8日制定)」を定め、教員、研究者(以下「研究者等」という)はそれらに基づき研究活動を遂行しております。

また、本学は、日本学術会議の1950年及び1967年の「戦争を目的とする科学の研究は行わない」とする趣旨の声明に賛同しております。

今日の科学技術、とりわけ先端科学技術、新興科学技術がもつ用途の多様性ないし両義性の問題については、研究者等の研究成果が意図しない用途に転用されるリスクを管理するため、科学研究費補助金等を含む全ての外部資金の受入れに係る要件と手続きを定め、研究者等の学問の自由を前提とした研究活動の自主性・自律性を確保しつつ、リスク管理も図っております。 以上

10月1日の連絡会の質問は「貴学が応募されたのはどのような趣旨・理由からでしょうか」というシンプルなものだった。(ニューズレター85号 資料1参照)しかしそれに対する答えはどこにも書かれていない。不誠実な回答だと言わざるを得ない。

なお50年と67年の声明に賛同すると書いているが2017年声明にふれていないのはなぜだろうか。2017年声明には賛同しないと暗に言っているのだろうか。

また上記行動規範 [https://www.omu.ac.jp/assets/kenkyu\\_kodokihan.pdf](https://www.omu.ac.jp/assets/kenkyu_kodokihan.pdf) をみると、1章1項で「研究者は…人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する」としている。ここで普通は「平和」と書くところを「社会の安全と安寧」としているのは、安全保障への貢献を意図しているからではないか。また6項で「自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し…」とあるが、装備庁の制度については、単なる可能性ではなく、兵器開発という破壊的行為に用いられる現実性を認識すべきであり、そこに意図的に参加することが問題なのである。さらに3章12項で「研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する」とあるが、4ヶ月遅れてこのような不誠実な「回答」を送ってくるのが「市民との対話」なのだろうか。

私たちはこの回答に抗議するとともに、地元で粘り強く取り組む「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」と連帯し、今後も大阪公立大学の姿勢を問い続ける決意である。

## 大阪公立大学による防衛省研究応募・採択に抗議、中止・撤回を要請

### 軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪

大阪公立大学・森浩一教授による研究課題「電離圏プラズマを利用する新しい宇宙推進エネルギー工学」が2023年度防衛装備庁の委託研究に応募・採択された問題で、1月31日、大阪革新懇、日本科学者会議大阪支部、大阪平和委員会の3団体が参加する「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」が、大阪公立大学の研究支援課(中百舌鳥キャンパス)を訪ね、辰巳砂昌弘学長宛の「抗議・要請書」を手渡し、安全保障技術研究推進制度への応募・採択に厳重抗議するとともに、直ちに中止・撤回す

るよう要請しました。

「抗議・要請書」は、「大阪公立大の応募・採択が、前身の大阪市大から通算して3度目であることは重大、常習化が懸念される」と指摘、「『軍事目的のための研究は行わない』とする日本学術会議声明の本旨を棚上げにすることは容認できない」とし、直ちに中止・撤回を求めています。

(註 大阪公立大学は2022年4月に大阪府立大学と大阪市立大学を統合して設置された公立大学。大阪市立大学は2016年と2019年に安全保障技術研究推進



軍事技術とか防衛装備そのものの研究開発ではない』  
『正当な理由なく研究成果の公開が制限されない』  
『知的財産が出た場合は本学に帰属する』『研究資金の提供元から過度な干渉を受けない』『特定秘密の提供をうけない』という5項目の審査基準にもとづき、『研究成果が民生分野での活用を想定した基礎的な研究』として承認した」というものでした。

貴大学（大阪公立大学）の審査制度とは、「直接的な軍事技術や防衛装備そのものの研究開発ではない」などという曖昧な「審査基準」を設け、「審査委員会」が承認しさえすれば、どんな委託研究に応募してもよしとするものなのでしょうか。

私たちは、「研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」という学術会議声明の本旨を棚上げにするやり方を断じて容認できません。大学が軍事研究に加担すれば、教育・研究を歪め、「学問の自由」を脅かす事態につながります。それはまた、かつて「大阪商大事件」を体験した貴大学の反戦・平和、自由・民主主義の歴史と伝統を汚す行為でもあります。

私たちは、貴大学による、3度にわたる防衛省委託

研究への応募・採択に対して厳しく抗議するとともに、直ちに受託契約手続きを中止・撤回することを強く求めます。また、「今後、軍事研究は行わない」という立場にたち、審査制度と審査基準を再検討されるよう要請します。

具体的には、次の「4つの質問」に対してご回答いただきますよう要望します。

- ① この度の応募・採択に対し、どのような審査を行い承認されたのか。
- ② 貴大学の審査制度と審査委員会の運営方針とメンバー構成について。
- ③ 防衛省委託研究に学生・院生が参加しているのか、また、学生・院生にどのように説明されているのか。
- ④ 「軍事研究に加担しない」ことを本旨とする日本学術会議「声明」（2017年）を、どのように受け止めておられるのか。

2024・1・31

軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪

大阪革新懇・日本科学者会議大阪支部・大阪平和委員会

## 研究者の人権と研究成果の公開を侵す経済秘密保護法案 ＝「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」を廃案に！

★今、国会で審議されているこの法案には次の重大な問題がある。

- ①重要経済安保情報を企業や大学等から政府が収集し、秘密指定でき、何が秘密かも知らされない
- ②秘密漏洩した場合、重要情報は特定秘密保護法と同じ最高十年の刑、それ以外は最高5年の刑
- ③重要経済安保情報を取り扱う業務は、適性評価により漏洩する恐れのないとされたものに制限
- ④重要経済安保情報を取り扱う民間企業の従業員や、大学等の研究者に対し、特定秘密保護法の適性評価と統一的なシステムを構築して適性評価＝セキュリティ・クリアランス SC を実施する

★特定秘密保護法は外交・防衛・スパイ活動・テロリズムを対象とし、主に自衛官や公務員に適正評価を実施した。経済秘密保護法案は、重要経済安保情報も秘密指定し、市民の知る権利の制限を拡大するとともに、適正評価の対象を企業の職員や大学等の研究者数十万人に拡大する

★秘密指定されるものは法案には記されていないが有識者会議のまとめは次のように記している。

- 1 サイバー攻撃に対抗するための能動的サイバー情報を含む各種情報
- 2 特定重要物資(抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池など11件、重要鉱物20種)にかかわる情報、15業種の基幹インフラのIT設備情報等
- 3 AI技術、量子技術、宇宙、海洋など先端・新興技術分野の研究開発関連情報
- 4 国際共同研究開発関連情報などの情報

★SCの調査事項には「我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」という文言がある。抽象的であり、恣意的な判断で政治活動や労働組合活動、さらに思想・信条に踏み込んだ調査がなされる可能性が高く、人権侵害が甚だしい。

★アメリカは秘密大国だが政府の違法行為を秘密に指定してはならないことが法に明記されており、また情報保全監察局が行政機関に対する機密解除請求権を持ち、多くの国家機密の指定を解除させてきた。一方日本の特定秘密保護法では両院の情報監視審査会が設けられたが、アメリカのような権限はない。しかし経済秘密保護法案にはそれさえなく、国会でのチェックもできない。

☆以上井原聰氏、海渡雄一弁護士の講演から。なお両氏の講演資料を下記で見ることができる。

<https://keizaiampoigi.wixsite.com/com-com> 小寺隆幸（経済安保法に異議ありキャンペーン）

## 市民の皆さまへ

**任命拒否をした政府が「独立性を担保するため」という欺瞞**

# 学術会議法人化の狙いは、軍事研究を進めること！ 学問の自由と独立は市民社会が守るべきものです

小寺 隆幸

2023年12月、内閣府は、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする基本方針を決定しました。その冒頭で、

「日本学術会議…の機能を十分に発揮できるようにするためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい」

という有識者懇談会中間報告（12月21日）の一節を引用し、政府方針を正当化しています。

確かに学術会議は政権から独立し、学術の立場から、政権の政策に批判的な見解も含む提言を行なうべきだと思います。だがそのことをもって法人化が望ましいとするのは短絡ではないでしょうか。その前に「国の機関と独立性は相いれないのか」「なぜ学術会議は国の機関とされたのか」「これまで独立して運営されてきたのになぜ今、法人化する必要があるのか」などを問うべきでしょう。

### 1 独立した国の機関としての学術会議

「学術会議が国の機関でありながら、独立を主張するのは矛盾している」という人がいます。もっともらしく思えますが、少し考えてみてください。

政府から独立して活動する国の機関はいくつもあります。例えば会計検査院、人事院、内閣法制局、公正取引委員会、原子力規制委員会などは、行政の組織でありながら、時の政権の意向に左右されずに、政策の公平性、公正性、合憲性、無駄の有無、科学性や安全性などを判断する必要があり、法的に独立性が保障されています。**独立性を保つ国の機関の存在は民主主義に不可欠なのです。**

日本学術会議も1949年に「独立して職務を行う」（日本学術会議法第三条）政府内の「特別の機関」として設置されました。このありかたは欧米の伝統的なアカデミーとは異なります。1662年に王室勅許に基づき設立された英国王立協会 Royal Society など、欧米のアカデミーの多くは民間の公的法人です。それらはもともと宗教や国家権力による介入を排除するための学者たちによる共同体でした。その活動が社会的信頼を得る中で、王権力や政府からの

補助金も得ながら発展し、政府に勧告できる公的地位を獲得してきたのです。

それに対し日本の大学や研究機関の多くは明治以降国策により作られ、政府の介入に抵抗する動きもありましたが結局押し切られてしまいました。学術会議の前身は1923年に国が設置した学術研究会議ですが、戦争中は科学者の軍事動員を担いました。

その反省にふまえ、**憲法23条「学問の自由」を保障するための科学者の代表機関を国の機関とし、国費で運営し、政権に左右されない独立性を保障し、政府に対する勧告権も与えることが定められた**のです。国家に対峙しうる公共の組織が社会的に認知されていない当時の日本では、国の独立機関として設置することが必要だったのです。

学術会議は設立以来、政府から独立して様々な提言を行ってきました。例えば1954年の「原子力研究と利用に公開・民主・自主の原則を要求する声明」は原子力基本法に三原則として明記されました。

しかしその後、科学技術政策を政権の思うように進めようと政府は1959年に科学技術会議を設置し、科学技術政策や長期的な計画の決定を委ねました。それは2001年に総合科学技術会議に、さらに2014年に総合科学技術・イノベーション会議に改組されました。もっぱら政権が狙うイノベーションのために科学・技術を活用する方向が顕著になったのです。それとともに学術会議は軽視され、予算も削減されてきました。さらに会員選考も、「科学者の国会」として当初は全国の科学者による選挙で行われたのですが、1984年に学協会推薦方式に変えられ、さらに2005年に会員の話し合いで選ぶ現在のコオプテーション方式へ変わって現在に至っています。

それでも10年前に安倍政権が組織した「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」は、「現在の制度は日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、**これを変える積極的な理由は見出しにくい**」と2015年に答申しています。制度が相応しいという判断のもとになった客観的

な条件が9年で一変するはずはありません。ではなぜ今、変えるのでしょうか。

## 2 独立性を侵す任命拒否を不問に付す欺瞞

この学術会議改革の発端はいうまでもなく2020年10月の菅首相による6名の任命拒否でした。

この前から安倍政権は政府内独立機関への異常な介入を行っていました。2013年には「集団的自衛権の行使を容認するために憲法9条の解釈を変更することはできない」と拒否した内閣法制局長官を辞めさせ、意に沿う人物に変えて法制局見解を強引に変えさせました。2020年には検察庁長官に政権に近い人を据えるために、人事院に圧力をかけ定年制の法解釈を変更させました。また森友問題で会計検査院が動かなかつた裏に政権の圧力があつたのではともいわれています。さらに原発事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会に対しても、様々な圧力をかけてきました。そのような独立性を侵す介入が学術会議に対してもなされたのです。

しかし今回の法人化を政府に提言した有識者懇談会は、この問題を一切議論していません。そもそもこの懇談会は、昨年6月に岸田政権が「骨太の方針」の中で「日本学術会議を国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」としたことを受けて内閣府が組織したもので、いわば法人化にお墨付きを与えるための「懇談会」でした。しかも8月の発足時に会議を仕切る内閣府笹川室長は、「任命の件は所管外」と発言し、任命拒否問題を議論すること自体を封じたのです。

これまでは政府内にあり首相が任命する形を取っていても、「任命行為は形式的だ」（1983年中曾根首相国会答弁）とし歴代政権も学術会議の推薦通り任命してきました。学術会議の独立性は保障されてきました。学術界の代表は学問的見地で選ぶのが当然であり、政権の意向が入ることは、学問の自由と独立の根幹を侵すことだからです。

しかしそれを破った菅首相の任命拒否について懇談会で議論を封じた結果、政権がなぜ任命拒否をしたのか、そしてなぜ今法人化しようとしているのかの狙いや背景も論じられませんでした。法人化を決める最後の会議でも「国存置と法人化で本当に言いたいことが言えるのはどちらか。誰が見ても制限のないほうがいい」（永田筑波大学学長）というような、現実の動きを無視した表面的で粗雑な論理で決めたのです。しかも政府の狙いへの危機感も欠けているため、「法人化」の中に政府が埋め込んだ独立性を侵す様々なしかけについても容認してしまったのです。

この懇談会報告を盾に、**独立性を侵した張本人である政府は、厚顔にも独立性を担保するためと称して法人化を決定しました。何という欺瞞でしょうか。**

私たちはそれに騙される市民であってはならないと思います。

## 3 軍事研究への動員が真の狙い

改めて任命拒否について振り返ってみましょう。それは「学問の自由を侵害する暴挙」であるとともに「従来の政府見解を国会審議もせず覆すという恣意的な法の解釈」であり、「人事で政治をねじ曲げる」（日本ペンクラブ声明）という民主主義への攻撃でした。さらに歴史家の保阪正康氏は戦後のレッドパージと本質的に同じアカデミック・パージととらえ、このような理由も述べないパージが許されれば「ファシズムが日常化する」と警鐘を鳴らしました。このような危機感を多くの人々がひしひしと感じ声をあげたのです。

この批判をかわすために政府・自民党は学術会議の在り方論に問題をすり替えましたが、それは本来の狙いを前面化することでもありました。11月に下村博文自民党政調会長（当時）は「**防衛省の研究を一切認めないのは極端だ。行政機関から外れるべきだ**」と公言し、12月に早くも自民党プロジェクトチームは学術会議の独立法人化を提起したのです。政府に批判的な憲法学者などの任命拒否は、軍事研究を容認させるための圧力だったのです。しかし学術会議が一丸となり毅然として対応したことから、学術会議自体を政府機関から排除し無力化することへと自民党は踏み出したのです。

ただ政府は、G7に関連するGサイエンス会合で日本学術会議が議長を務めるということもあり、学術会議との決定的対立を避けようと、国の組織のまま会員選考に政府の介入を組み込む方針を22年12月に決めました。だがこれは任命拒否の考えをさらに押し進め、選考段階で政府の意に沿わない人を合法的に排除する仕組みを作るものに他ならず、23年4月の学術会議総会は全員一致で毅然として反対しました。そこで岸田政権はこの法制化を断念し、自民党案通りに政府から排除し法人化することに踏み切ったのです。

ではこのような任命拒否から法人化へと続く一連の動きをなぜ今強行するのでしょうか。それは政府が科学者の軍事研究動員を戦略的に行おうとしているからです。前述した下村発言は非公式な見解でしたが、その後2022年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」には、「研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のため」に「**アカデミアを含む最先端の研究者の参画促進**」が明確に掲げられています。アカデミアは学術会議を意味しています。こう明記したのは、敵基地攻撃ミサイルや無人兵器などの新兵器開発を進める上で、多くの科学者の動員が欠かせず、そのために学術会議は軍事研究反対どころか、参画促進に動くべきだということです。

戦後長い間、日本社会は「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行なわない」とした1950年学術会議声明を支持し、大学も軍事研究をしないという理念を掲げてきました。他方、憲法9条をなし崩しにし軍事化を進める政府は、武器の研究・開発を防衛省の研究所と軍事産業に担わせてきました。しかしロボットやAIなど新たな科学・技術が日進月歩で進む今、最先端の研究に携わる大学などの研究者を軍事研究に動員することが欠かせないと考えた安倍政権は、2015年に安全保障技術研究推進制度をスタートさせました。それはデュアルユース（軍民両用技術）研究を大学などに担わせ、そこで開発された技術を軍事利用するためでした。

この動きに抗して学術会議は2017年に新たな声明を発しました。1950年および67年の声明を継承すると明確に述べ、さらにこの推進制度では研究の自律性や公開性が侵される恐れが強いと警告したのです。それを真摯に受け止めて、今も多くの大学が応募をしていません。

この声明を機に自民党は学術会議への敵意を募らせてきたのです。昨年12月の内閣府決定を受けて産経新聞は、学術会議が法人化されたとしても「今の軍事忌避の体質のままでは、国費の投入は到底受け入れられない。ナショナルアカデミーとして存続したいなら、過去の間違った言動の反省と声明の撤回は最低限必要だ」と書きました。これこそ自民党の本音でしょう。そしてこのための様々な縛りが内閣府決定には組み込まれているのです。

#### 4 法人化の罍

##### ① 会員選考の自律性・独立性の侵害

独立性の根本は会員選考です。内閣府方針は「独立して会員を選考する」としてはいますが、新たに「外部の有識者による選考助言委員会にあらかじめ意見を聴く」仕組みを設けます。有識者は会長が任命するとされていますが、自由に決められるわけではありません。例えば昨年（2019年）の国立大学法人法改定で、特定国立大学法人に学外の有識者による運営方針会議の設置を義務付けましたが、その外部委員は文科相の承認を得て学長が任命するのです。独立法人であっても政府が承認する人しか任命できないのです。この運営方針会議は予算・決算、大学の中期計画を決めるとともに学長選考にも意見します。国立大学は独立法人になって一層大学の自治が侵害されているのです。同じように学術会議が法人化されても、人事を政府がコントロールする仕組みがつくられるのです。

しかも新たな学術会議の**最初の会員選考は特別の選考委員会で行う**とされています。最初の会員に政府や産業界の意に沿う人を大量に送り込み、政府

や産業界と協調する学術会議へと一気に変えることを狙っているのです。

##### ② 運営への3重の介入

さらに内閣府方針は、外部委員が過半数を占める**運営助言委員会**、主務大臣が任命した監事による**監査**、主務大臣が任命する**外部有識者による評価委員会**などこれまでにない様々な制度を作るとしています。これは国立大学法人化でみられたように、政府や産業界からの規制や介入を可能にする仕組みです。国立大学では6年ごとに中期目標・計画を策定し文科省が認可するとともに、達成状況を評価し資金配分に反映させるシステムが作られました。それが大学の自治を侵害し、大学のあり方を歪め、日本の研究力の低下をもたらしたのです。

##### ③ 財政面からの学術会議のコントロール

現在、学術会議の予算は年10億円弱で、その多くは事務局職員の人件費にあてられ、会員の旅費さえ十分まかなえず手弁当で活動しています。これは欧米のアカデミーに対する政府支出に比べて格段に少ない額です。例えば英国王立協会では2020年の国からの公的資金は170億円でした。

では法人化した場合の資金はどうなるのでしょうか。内閣府方針は「**財政基盤の多様化に努め、その上で必要な財政的支援を行う**」としています。現在の10億円さえ維持するとは言っていません。政府方針の多様化の柱は、**政府や産業界から審議の対価を徴収すること**です。学術会議は政府や企業のためのシンクタンク機能を果たし、資金を稼げということです。そのためには時の政権や企業の問題意識に沿った提言が求められるでしょう。しかし学術は特定の政権・政策や企業活動に資するためのものではありません。学術はすべての人々にとって価値がある最も公共性の高いものだからこそ、時の政権の思惑に左右されないように国費で賄うことを現行法のようにきちんと書きこむべきなのです。

##### 5 市民にとっても重要な学術会議

学術会議の在り方などは学者の世界の問題であり、市民には関係ないと思われる方もいるでしょう。しかし最先端の科学・技術が市民生活に直結している現在、学術と政治との関係をどう考えるのかということは私たちすべてに関わることです。

内閣府決定も「国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること」を学術会議の「業務」の一つとしています。対話することは当然ですが、それを改めて書き込んだ意図はどこにあるのでしょうか。

実は懇談会で内閣府室長は「学術会議は国民や社会が直面する課題に対応していない」と批判し、改革の必要性を繰り返し主張しました。その例として

室長は「福島処理水について国際機関も安全だと言っているのになぜきちんと発信しないのか」と発言したのです。これはIAEAが「科学的」に認めた以上学術会議も認めるべきだという考えで、学術への政治的介入に他なりません。原子力発電を推進する機関であるIAEAの見解が本当に「科学的」なのか、も含め、独立の立場で学術的に厳密な議論をすることこそが学術会議の役割です。

近年、政府は、自らの政策を基礎づけるために息のかかった学者を集め有識者会議を作り、その答申を錦の御旗として政策を決定してきました。例えば昨年5月のGX推進法で60年を超えた原発の運転容認など原子力の積極活用へ踏み出しました。それが科学的に本当に安全なのかが問われますが、それを決めた経産省の有識者会議21名はほとんどが原発を推進する考えの方でした。

一方学術会議が内閣府原子力委員会からの依頼を受け、人文・社会・自然科学者による丁寧な議論を踏まえて2015年にまとめた回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」では「限られたステークホルダーの間での合意を軸に、当該地域への経済的な支援を組み合わせるといった手法は、かえって問題解決過程を紛糾させる」ので「中長期にわたって段階的な意思決定を重ねながら問題への対処を進める」と提言しましたが、政府は全く無視しました。

もちろん政府は科学的助言を踏まえつつ、様々な要因に基づいて意思決定を行うので、科学的判断と政策が異なることはありえます。だがその場合も

**「政府は決定が科学的助言と一致しない場合は、そのようにした証拠とともに、公に説明すべきである」**（英国政府科学局「科学的助言の指針」）ということが国際的常識です。日本ではそれさえなされていません。

対照的にドイツでは、福島原発事故直後、哲学者・社会学者・教会関係者ら17人の知識人からなる「倫理委員会」を設置し、文明論的な立場から原発を廃止しよりリスクの少ないエネルギー源での代替を政府に提言し、メルケル政権はこれを完全に受け入れました。

今は、食の安全や生命倫理に大きく関わるゲノム編集の是非、AIの利用と規制の問題など、最先端の科学・技術が直接市民生活に影響する時代です。このような問題を、政府や産業界は新たな産業を興しイノベーションにつなげるという視点で考えよう

としています。しかし市民社会にとっては、新たな科学・技術の危険性と向き合い、それが人間と社会のあり方をどう変えるのか、何が望ましいのかについて人文科学や社会科学の専門家も含めて批判的に考察し、その議論の過程を社会に開くことで市民的合意を一步一步作り出すことこそが必要なのです。それを担う組織は、政府からも産業界からも独立した学術会議を措いて他にあるでしょうか。

これまで日本の科学者の代表として、科学者の倫理規範について議論し、「科学者の行動規範」としてまとめてきた学術会議が、**学者の良識を代表し、独立性を保ち、政府に対する勧告権を持つ政府機関として存続できるか否かは、市民にとっても切実な問題なのです。**

## 6 任命拒否に感じた危機感を想起して

法人化の狙いは学術の独立性を侵し軍事に動員することです。とりわけ今国会で「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」が通れば、研究者の人権や研究の公開性も侵害されます。それに対し個々の大学での抵抗は困難であり、その問題に一定の歯止めをかけることができるのは、政府に対して勧告権を持つ現在の学術会議において他にありません。だからこそ、政府は法人化して、勧告権も剥奪し、学術会議を無力化しようとしているのです。しかし大学内でもこの問題に対する認識と危機感はまだ深まっていません。

任命拒否の時のように大学で、学協会で、地域で、対話を創り出していきましょう。ファッショ的でわかりやすい任命拒否に比べ、法人化は狙いが見えにくい。でもこれまで見てきたように、6人のページは第一撃でしかなく、本当の狙いは学術会議全体を政府からパージすることでした。それは**学術を政治に従属させ、軍事研究に動員し、憲法を具体的に支える柱の一つである日本学術会議を解体することで実質改憲をさらに進め、戦争ができる国にするためなのです。**このことを大学や地域で訴え、対話を作り出し、大きな声にしていきましょう。

《紹介》「大学の危機をのりこえ明日を拓くフォーラム」による「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会『中間報告』および大臣決定についての見解—議論は始まったばかりである—」をぜひお読みください。

<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/01/opinion20240122.pdf>

## 軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に「軍学共同反対連絡会」と明記してください。  
小寺 ([pokopeace@gmail.com](mailto:pokopeace@gmail.com)) 赤井 ([ja86311akai@gmail.com](mailto:ja86311akai@gmail.com))